

## 受託契約準則の変更新旧条文対照表

旧条文を新条文に変更する。

新条文	現行
<p><b>(RSSの取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)</b></p> <p><b>第40条の8</b> 委託者は、RSSの取引を申告受渡により決済しようとするときは、本所の定める取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託するものとする。ただし、売方の委託者にあつては、受渡日から、買方の委託者にあつては、受渡代金及び諸勘定相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。</p>	<p><b>(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)</b></p> <p><b>第40条の8</b> 委託者は、取引を申告受渡により決済しようとするときは、本所の定める取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託するものとする。ただし、売方の委託者にあつては、受渡日から、買方の委託者にあつては、受渡代金及び諸勘定相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。</p>
<p><b>(TSRの受渡しによる決済の特例)</b></p> <p><b>第40条の9</b> <u>TSRの取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当月限納会日（申告受渡にあつては、当該決定日）に差し入れ又は預託するものとし、その期間は本所の定める日までとする。</u></p> <p>3 <u>前項の取引受渡証拠金を差し入れ又は預託した後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託取引参加者の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れ又は預託するものとする。</u></p> <p>4 <u>委託者は、売方であるときは受渡日の前営業日の午後4時までに受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは船積日の前営業日の午後4時までに受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託取引参加者に差し入れるものとする。</u></p> <p>5 <u>受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては本所の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡書類を交付しなければなら</u></p>	<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>

新条文	現行
<p><u>ない。</u></p> <p>6 <u>受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>取引の種類</u></p> <p>(2) <u>上場商品構成品の銘柄</u></p> <p>(3) <u>限月</u></p> <p>(4) <u>売付け又は買付け年月日</u></p> <p>(5) <u>売買枚数</u></p> <p>(6) <u>船舶名</u></p> <p>(7) <u>船積日</u></p> <p>(8) <u>受渡場所</u></p> <p>(9) <u>成立した取引の約定値段</u></p> <p>(10) <u>受渡代金</u></p> <p>(11) <u>受渡値段</u></p> <p>(12) <u>諸勘定</u></p> <p>(13) <u>新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料</u></p> <p>(14) <u>差引受払金</u></p> <p>7 <u>法第 220 条第 1 項ただし書きの規定及び法第 220 条の 4 の規定は、前項の通知について準用する。</u></p> <p>8 <u>第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 6 項の書面による通知について準用する。</u></p> <p>9 <u>前各項に規定する場合のほか、必要な事項については本所の業務規程によるものとする。</u></p>	

## **附則**

第 40 条の 9（T S R の受渡しによる決済の特例）の新設規定及び第 40 条の 8（取引証拠金の差し入れ又は預託の特例）の変更規定は、平成 30 年 10 月 9 日又は商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 156 条第 1 項の認可を受けた日（平成 30 年 10 月 5 日）のいずれか遅い日から施行する。